

## VI 農業産出額・生産農業所得の部

この部には、「農業産出額及び生産農業所得」及び「市町村別農業産出額（推計）」の結果を収録した。

### 1 農業産出額

#### (1) 推計方法

全国の都道府県を推計単位とし、暦年（1月～12月）の1年間に生産された農産物の価値額を、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。具体的には次の方法で推計した。

$$\text{農業産出額} = \Sigma (\text{品目別生産数量} \times \text{品目別農産物農家庭先販売価格})$$

品目別生産数量は、収穫量から自都道府県内で再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量である。

品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農産物の販売数量に応じて支払われた各種奨励補助金等を当該農産物の販売価格の一部とみなしあえた価格である。

#### (2) 推計の対象とした農産物の範囲

部 門		品 目 名
耕 野 菜	米	玄米、くず米等
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等
	雑穀	そば等
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等
	いも類	かんしょ、ばれいしょ
種 花 き	果菜類	スイートコーン、えだまめ（未成熟）、さやえんどう（未成熟）、そらまめ（未成熟）、さやいんげん（未成熟）、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、しとう等
	葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
	根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、ゆりね等
畜 産	果実	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、うめ、かき、くり、すもも等
	切花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、ストック、スイトピー、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
	球根	チューリップ等
	鉢物類	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
	花き苗類	パンジー等
	その他花き	芝等
	工芸農作物	なたね、てんさい等
畜 産	その他作物	販売したもの（街頭樹苗木、庭園樹苗木、山林用苗木等） 植物生長（りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、うめ、くり等）
	肉用牛	肉用牛（子牛、育成牛、和牛、乳用おす牛等）
	乳用牛	生乳、乳牛、乳廃牛
	豚	肉豚、子豚（他都道府県へ販売したもの）
	鶏	鶏卵、ブロイラー、ひな（他都道府県へ販売したもの）、廃鶏等
その他畜産物		馬、軽種馬、めん羊、やぎ、はちみつ、うずら卵等
加工農産物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干等

### (3) 留意すべき事項

#### ア 農業産出額（都道府県別）と農業総産出額（全国）について

農業産出額（都道府県別）を合計した全国値は、自都道府県外へ販売した中間生産物（種子、飼料等）を含んでいるため、都道府県間を移動した中間生産物の産出額が重複計上されている。このため全国推計した農業総産出額と一致しない。

なお、中間生産物の取扱いは以下のとおりである。

(ア) 自都道府県で生産され農業へ再投入したものは産出額から控除する。

(イ) 他都道府県へ販売したものは自都道府県の産出額に含む。

(ウ) 他都道府県から購入したものは産出額から控除しない。

#### イ 産出額に含まれる経常補助金の取扱いについて

経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和交付金は産出額に含めていない。

## 2 生産農業所得

推計方法は、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）等を控除した所得率を乗じ、経常補助金等を加算したものである。具体的には、次の方法で推計した。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \text{所得率} + \text{経常補助金等}$$

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{物的経費} (\text{減価償却費、間接税を含む。})}{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等}}$$

所得率は農業経営統計調査営農類型別経営統計結果を用いて、部門別に上記のとおり算出した。

## 3 市町村別農業産出額（推計）

推計方法は、1で推計した都道府県別農業産出額（品目別）を2015年農林業センサス又は作物統計調査を用いて市町村別に按分し、市町村別農業産出額（推計）を作成した。振興局別にはこの市町村別農業産出額（推計）を積み上げて作成した。

なお、具体的な推計方法は次のとおりである。

（算式）

$$\text{都道府県別農業産出額} \times \frac{\text{市町村別作付面積} (\text{飼養} (\text{出荷}) \text{頭羽数}) \text{等}}{\text{都道府県別作付面積} (\text{飼養} (\text{出荷}) \text{頭羽数})}$$

### (1) 耕種部門

作物統計調査で市町村別収穫量がある品目（水稻、麦、大豆、そば、なたね、ばれいしょ及びてんさい）は当該収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

なお、作物統計調査又は農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他品目（その他の雑穀、その他の豆類、その他の芸農作物、その他の野菜及びその他の果樹）の販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

### (2) 畜産部門

農林業センサスで調査している畜種別の飼養（出荷）頭羽数を用いて按分した。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養（出荷）頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分した。